

院外処方せんの説明

患者さんが病気にかかって、医師が診察し必要な検査をしたあと、治療上薬が必要になると、使う薬を選び、その量と使い方を決めます。これを記入したものが、「処方せん」です。

処方せんに基づく調剤は、「保険薬局」「保険調剤」「処方せん受付」などの表示薬局であれば、どこでも、受けることができます。

薬局では、処方せんどおり正確に調剤します。処方せんの交付日を含めて4日以内ならいつでも調剤します。代理人の人が持っていても調剤できます。処方せんの交付日を含めて4日を経過すると、その処方せんに基づく調剤を受けられなくなりますのでご注意ください。

薬局では、薬を安心して使っていただくために、使用方法や保管場所などの説明は十分いたします。ご不明な点がありましたら、薬局にて、ご遠慮なくお尋ねください。

複数の病院などで出された処方せんを同じ薬局で調剤する場合、薬の重複チェックが可能になるため重複投与がなくなり、薬代の軽減と併せて過度な薬の服用を未然に防ぐことができます。

薬局で支払った分も医療費控除の対象になりますので、領収書は大切に保管しておいてください。